

第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)

第1章 計画策定にあたって		
1 計画策定の背景（国の主な動き） <ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法に基づく「こども計画」策定 ・国の3大大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係 ・こども家庭庁の創設 2 三朝町こども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画とは <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の位置づけ (2) 計画の期間 (3) 計画の対象 	P 1 ～ P 6	
第2章 計画の基本的な方針		
1 基本理念 2 基本施策 <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標 ・施策の展開、取組 	P 7 ～ P 8	
第3章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況（現状と課題）		
1 子どもや若者をめぐる状況、人口推移やニーズの見通し （人口推計、出生数、保育園入所数など） 2 子育て中の家庭の現状 （アンケート調査の結果概要） 3 その他関連するデータ	略	
第4章 子ども・子育て支援事業計画		
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」	略	
第5章 計画の展開方法		
1 関係機関との連携 2 計画の点検・評価 3 子どもの意見反映	P 9	
第6章 参考資料		
1 現在の子ども・子育て支援の施策（町の各種取組、制度） 2 三朝町子ども・子育て会議条例 3 子ども子育て会議委員名簿、会議の開催状況	略	

第1章 計画策定にあたって

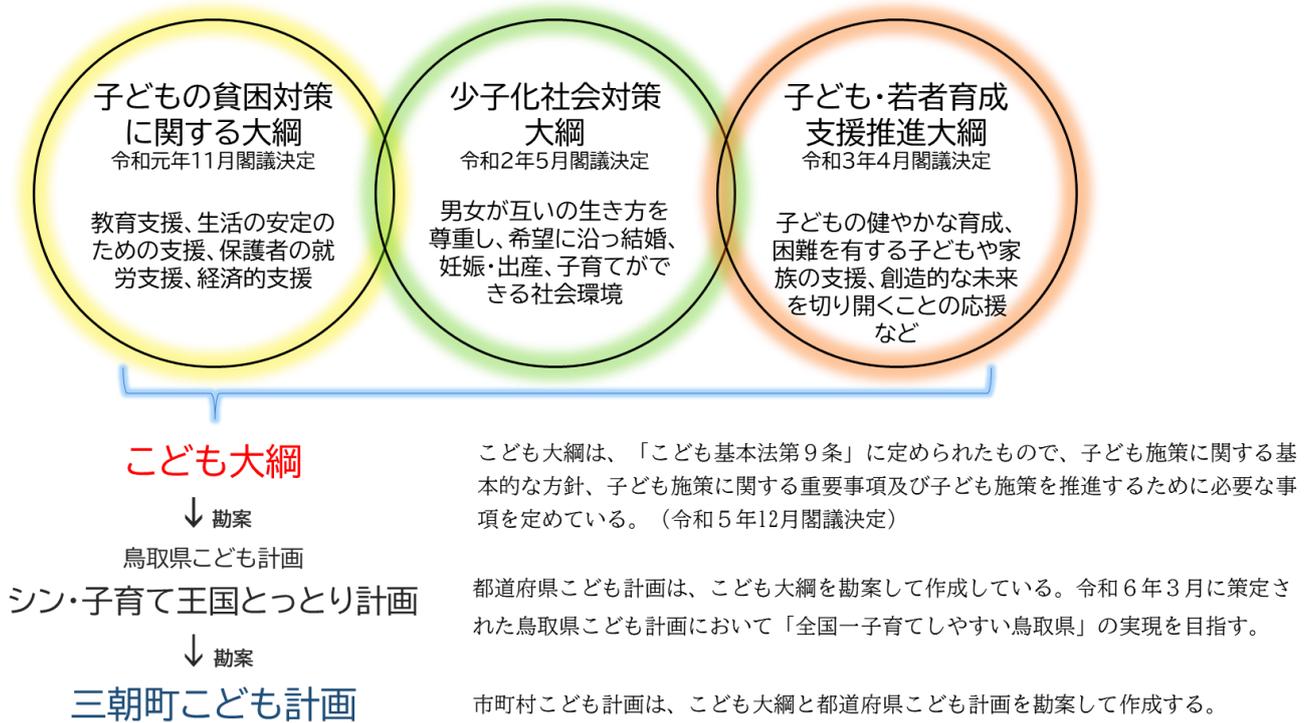
1 計画策定の背景(国の主な動き)

こども基本法に基づく「こども計画」の策定

子ども施策に関する基本理念を定め、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的として「こども基本法」が令和4年6月に公布、令和5年4月に施行されました。

こども基本法	
第3条 基本理念	第10条 こども計画の策定
<ul style="list-style-type: none">○ 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないこと。○ 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること。○ 全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表す機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。○ 全てのこどもについて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県は「こども大綱」を勘案し「都道府県こども計画」を定めるよう努める。○ 市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。○ こども計画は、国の既存の大綱（子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する計画」その他の子ども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。

国の3大大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係



こども家庭庁の創設

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。

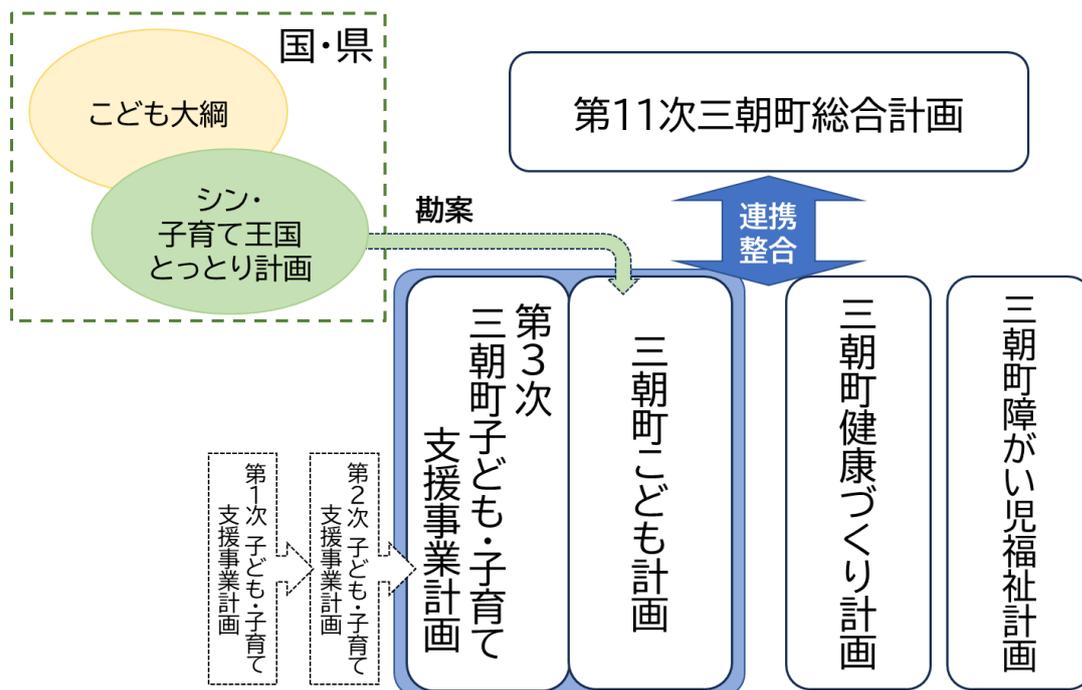
こども家庭庁は子ども施策の司令塔となり、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利の保障や、誰一人取り残さず健やかに成長するよう、福祉行政を一元的に担うこととなっています。

2 三朝町こども計画

第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の位置づけ

- ・国が策定を推進する「市町村こども計画」と、現行計画である「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を一体化した計画とします。そのため、国のこども基本法やこども大綱、「シン・子育て王国とっとり計画」を勘案するとともに、「第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画」の評価や、町内で子育て中の親の保育・子育てニーズを踏まえ策定します。
- ・さらに、町政の基本的な方針と施策を示す「第11次三朝町総合計画」を上位計画として、子どもと若者の健やかな成長を推進し、安心して子育てできる環境を整えるための計画となります。
- ・その他、障がい児への支援を推進する「三朝町障がい児福祉計画」や、妊娠期・乳幼児期からの心身の健康づくりを推進する「三朝町健康づくり計画」との調和を図ります。



(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

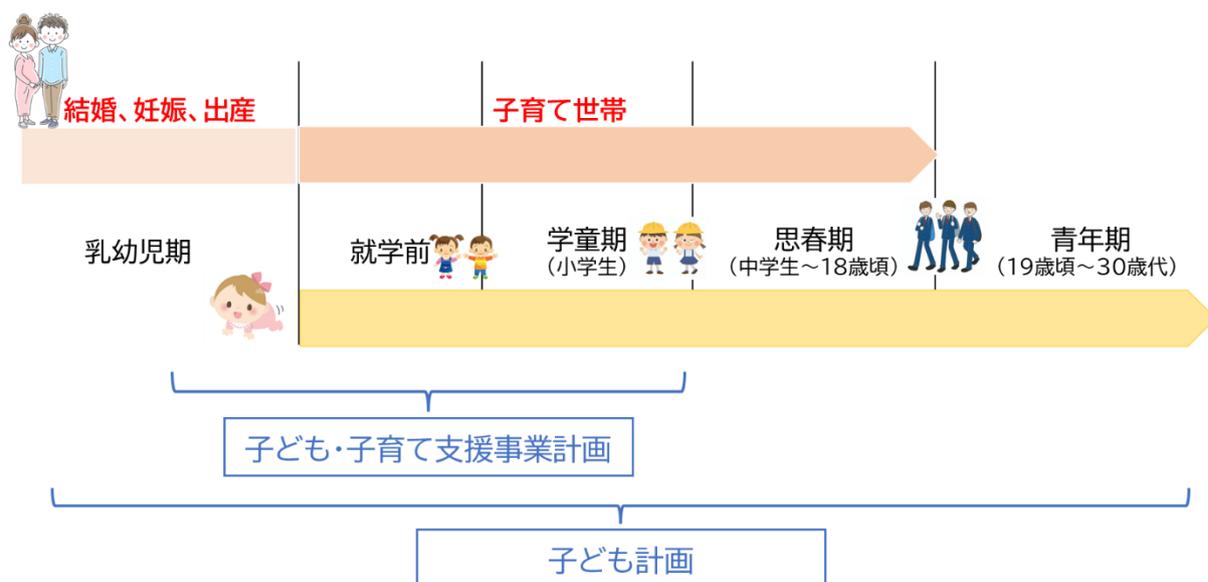


※社会状況の変化や関連制度・法令の改正等により、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象

子どもの誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て大人になるまでを「子育て」と捉え、18歳や20歳という特定の年齢で途切れることなく、自分らしく円滑な社会生活を送ることができるようになるまでとします。

また、子どもとその家庭、保育園・こども園、学校、地域、行政がともに、子育てしやすい町づくりに向かっていくよう、町全体の取組を考えていきます。



各計画で想定される課題

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育給付は充足。
地域のサービスは概ね良好。

- ・待機児童対策は順調
- ・未就園児等への地域における支援は順調
- ・仕事と子育てが両立できる環境整備は継続して支援
- ・子どもの居場所づくりが重要(教育との連携)

こども計画

子育ての問題の
多様化、複雑化、格差
拡大、家族内で負の
連鎖が途切れないこ
とが課題。

- ・妊娠・出産から大人に成長するまでの切れ目ない支援の充実
(人生の節目で支援が 途切れない)
- ・ライフステージに応じた良好な成育を支援
(特に、乳幼児期からの愛着形成、多様な遊び・学び、生きる力につながる体験、自己肯定感から挑戦へ)
- ・基本的な生活習慣の確立が課題
- ・貧困対策の充実が課題
- ・重層的支援のためのネットワーク構築に向かう
(ひとり親、障がい児、虐待、ヤング・若者ケアラー等の支援のための体制)
- ・子どもの居場所づくり(学校以外の受け皿)の検討が課題
- ・子ども、親ともに孤立させないための連携体制の構築に向かう
- ・子どもの意見表明の場の充実

第2章 計画の基本的な方針

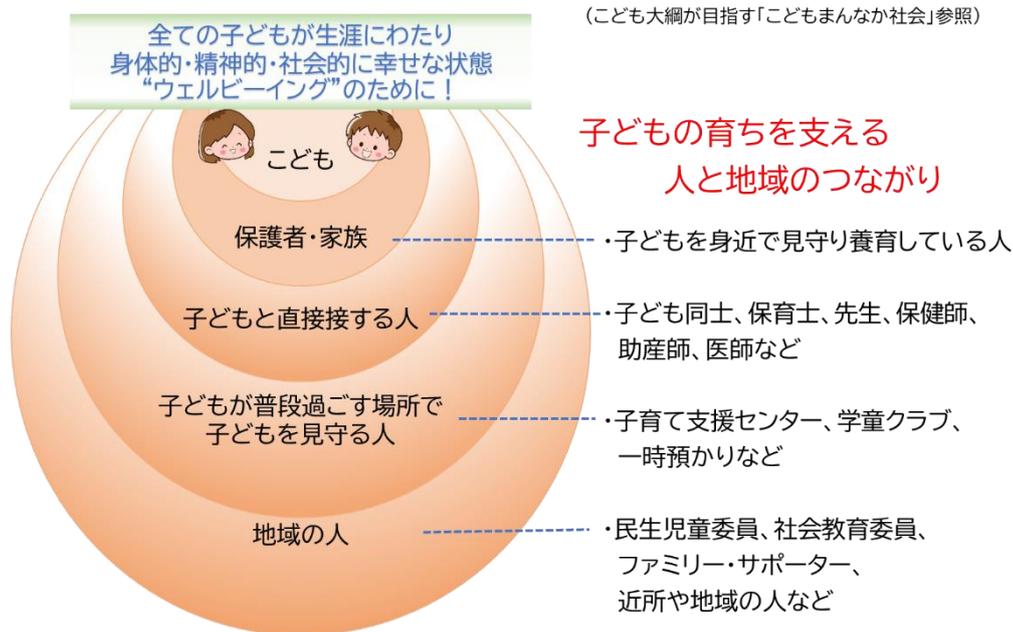
1 基本理念

「子どもの笑顔は“三朝町”の宝」

サブテーマ（案1）～つながろう つなごう みささっ子の輝く未来へ～

（案2）～未来を切り拓くみささっ子へ～

つながろう つながりを大切に、子育てしやすい町づくりを推進



つなごう ライフステージ全体を通して切れ目なく

	妊娠・ 出産期	乳幼児期～ 就学前	学童期	思春期	青年期～	
保健事業	母子保健		学校保健		成人保健	
児童福祉		児童福祉				
障がい福祉		障がい児福祉			障がい福祉	
保育・教育		保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校	大学・社会人

○縦割りになり、関わる人や支援が途切れそうになる
 ○担当分野が違えば、人任せになりがち



これをつなぐには？

保健事業	・妊娠期から成人に至るまでの包括的サポート（一人ひとりの成育歴などがわかる「カルテ」なども）
福祉事業	・専門職と事務職の連携 ・適宜、必要な家庭へプッシュ型でサービスを提供
保育・教育	・情報連携（幼保小連携アドバイザー、スクールカウンセラーなど） ・日頃身近に接する保育士・教諭が、子どもが抱える様々な問題に気づく
地域・関係団体	・地域の見守り（民生児童委員、社会教育事業など） ・居場所づくりの検討（学校以外の受け皿など）
全体	・いつでも安心して相談できる相談窓口と、連携体制の構築

2 基本施策

- (1) 子どもが育つ環境の整備
- (2) 切れ目のない子育て支援
- (3) 地域ぐるみの子育て支援
- (4) 母子の健康管理に関する支援

基本施策	施策目標	施策の展開、取組
子どもが育つ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の愛着形成を大切に、子育ての基盤づくりを応援 ・豊かな遊びと体験を通して生きる力を育てる保育・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめの100か月の育ちビジョンの推進（愛着による安心の土台づくり、豊かな遊びと体験による挑戦心の育ち） ・子育て中の親の生活基盤の安定とゆとり（経済的・時間的・サポート体制） ・保育の受入体制の確保 ・多様な子育てニーズ対応 ・特色ある保育（自己肯定感につながる体験）の実施 ・放課後学童クラブの充実 ・子育て施設の充実（図書館、公園など）
切れ目のない子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージ全体を通して、子どもを取り巻く様々な問題を切り拓く 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援の推進（保健、子育て、福祉、教育のネットワーク） ・幼保小中の連携、外部団体を含む関係機関との連携体制の充実 ・親子に身近で接する人の気づきの促進 ・SNSなどによる子育て情報の発信、相談窓口の周知
地域ぐるみの子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人や地域のつながりにより、誰一人孤立させず、あたたかく見守るサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで取り組む子育ての機運醸成 ・地域における子ども・子育て支援事業の充実 ・地域の中の居場所づくり ・地域の相談者、緩やかな見守り体制 ・子どもの意見表明の機会の充実
母子の健康管理に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から気軽で身近な相談体制と産後ケアを推進し、母と子が共に健康的に暮らせる基礎づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子どもが成長するまでの包括的相談支援（産前産後ケア） ・妊娠を希望する人への支援、情報提供 ・子ども、若者、女性の心身の健康づくり（基本的な生活習慣確立のための取組、健康教育、検診推進など）

第3章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 子どもや若者をめぐる状況、人口推移やニーズの見通し

2 子育て中の家庭の現状

3 その他関連するデータ

【略】

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」

【略】

第5章 計画の展開方法

1 関係機関との連携

本事業の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保護者、教育・保育施設、地域、企業、保健・福祉・社会教育事業の関係者が連携し、様々なアプローチの方法を検討し、実行していきます。

2 PDCA サイクルの展開

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策については、進捗状況を毎年報告し、「三朝町子ども・子育て会議」において点検・評価（PDCA サイクルの展開）を行い、利用者の視点にたった事業を提供します。計画3年目（令和9年度）には中間評価を行い、計画の見直しを行います。

3 子ども等の意見の反映

子育て施策に子ども自身や子育て当事者の意見を反映するため、意見を表明できる機会を増やしていくよう努めます。また、日頃からわかりやすい情報発信に努めます。

第6章 参考資料

【略】